

神奈川県市町村職員退職手当組合負担金条例

(昭和40年条例第2号)

最終改正 令和6年2月2日条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、神奈川県市町村職員退職手当組合同規約(昭和40年神奈川県指令40地第459号)第14条及び第16条の規定に基づき、神奈川県市町村職員退職手当組合(以下「組合」という。)を組織する市町村並びに市町村の一部事務組合(以下「組合市町村」という。)の負担金について必要な事項を定めるものとする。

(負担金)

第2条 組合市町村は、神奈川県市町村職員退職手当組合退職手当支給条例(昭和40年条例第1号。以下「退職手当支給条例」という。)に規定する退職手当及び組合事務費に充てるため、次の各号に定める金額を負担しなければならない。

(1) 一般負担金

組合市町村が毎月定期に負担しなければならない一般負担金の額は、当該組合市町村職員(初日現在)の給料月額に1,000分の140(退職手当支給条例第2条第2項の規定により当該職員とみなされた者にあつては、1,000分の80、組合市町村の長、副市町村長、教育長及び地方公営企業管理者(以下「特別職」という。)にあつては、1,000分の280)を乗じて得た額とする。

(2) 特別負担金

組合市町村の職員が、退職手当支給条例第4条(11年以上25年未満の期間勤続し定年に達したことにより退職した者(定年に達した者で、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の3の規定により引き続き勤務した後退職したものを含む。)、11年以上25年未満の期間勤続し、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者、同条第2項(定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者に限る。))の規定により退職した者及び25年未満の期間勤続し、勤務公署(これに準ずるものを含む。)の移転により退職した者であつて任命権者が組合市町村の長の承認を得て定めるものに対する退職手当に限る。)、第5条(公務上の傷病若しくは死亡及び同条第2項(定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者を除く。))の規定により退職した者に対する退職手当を除く。)、第5条の2(公務上の傷病若しくは死亡により退職した者に対する退職手当を除く。)、第5条

の3（公務上の傷病若しくは死亡により退職した者に対する退職手当を除く。）、退職手当支給条例附則第9項から第11項まで、神奈川県市町村職員退職手当組合退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和58年条例第1号）附則第2項、第3項及び第5項、第6項又は第14条の規定による退職手当を受けたときは、当該職員の退職手当の基本額から、退職手当支給条例第3条第1項の規定によりその者の退職手当額を計算して得た額を差引いた残りの金額に相当する額を、退職の日におけるその者の給料月額により算定した退職手当の支給額が、次に掲げる給料月額により算定して得た額より多いときは、その多い額を、それぞれ組合市町村は、特別負担金として負担しなければならない。

ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第25条第3項第1号に規定する給料表（以下「給料表」という。）の適用を受ける職員が、退職前1年以内にその退職の1年前の号給より4号給（公務上の傷病若しくは死亡により、職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずること及び死亡（公務上の死亡を除く。）により退職した場合にあっては8号給）を超えて上位の号給に昇給している場合にあっては、その退職の1年前の号給より4号給上位の号給に係る給料月額とする。ただし、職員として引き続く在職期間が1年未満であるときは、職員となったときに受けた給料月額をその退職の1年前から受けていたものとみなし、退職前1年以内に昇格又は給料表の適用を異にする異動となったことにより昇格と同様の結果が生じているときは、その新しい職務の級において、前の職について支給されていた給料月額と同額がある場合においてはその号給の額を、同額がない場合においては直近上位の号給の額をもってそれぞれ前の職について支給されていた給料月額とみなす。

イ 給料表の適用を受けない職員の給料月額が、退職前1年以内に増額されている場合（組合市町村の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）の改正に伴いその給料月額の改定が行われた場合を除く。）においては、その退職前1年間の給料総額を12で除して得た額とする。ただし、職員として引き続く在職期間が1年未満であるときは、職員となったときに受けた給料月額をその前において受けていたものとみなし、退職前1年以内に職員の給与条例の改正に伴いその給料月額の改定が行われているときは、その改定の例により改定されたとした場合に支給されるべき給料月額をその給料月額の改定前に受けていたものとみなす。

ウ 給料が日額で定められている職員については、退職前12月において

支給を受けていた日額の平均に21を乗じて得た額とする。ただし、職員として引き続く在職期間が1年未満であるとき、又は職員の給与条例の改正に伴いその日額の改定が行われているときは、同号イの規定を準用する。

エ 同号ウの職員が、退職1年以内に同号イの職員に採用され給料月額が増額されている場合においては、同号ウの在職期間に係る給料総額は、同号の規定、同号イの在職期間に係る給料総額は、同号の規定を準用し、それぞれ計算した給料総額の合算額を12で除して得た額とする。

(3) 調整額特別負担金

組合市町村の職員が、退職手当支給条例第7条の4の規定による退職手当の調整額を含む退職手当の支給を受けたときは、当該組合市町村は調整額特別負担金として当該調整額に相当する額を負担しなければならない。

(4) 前歴期間特別負担金

退職手当支給条例第9条第5項に規定する職員以外の地方公務員等としての在職期間がある場合にあっては、同条例の規定による退職手当額と退職手当算定の基礎となる勤続期間から当該在職期間を除いて計算した場合の退職手当の基本額との差額

2 組合長は、前項第2号、第3号及び第4号の規定による特別負担金、調整額特別負担金及び前歴期間特別負担金について、退職手当支給条例第17条又は第19条の規定による一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分をした場合においては、同項第2号、第3号及び第4号の規定にかかわらず、同項第2号、第3号及び第4号の規定により算定した特別負担金、調整額特別負担金及び前歴期間特別負担金の合計額から当該合計額に当該処分により一般の退職手当等の額を減額した割合を乗じて得た額を減額するものとする。

3 組合長は、組合市町村から第1項第2号、第3号及び第4号の規定による特別負担金、調整額特別負担金及び前歴期間特別負担金の納付を受けた場合において、退職手当支給条例第20条若しくは第21条の規定による一般の退職手当等の額の全部又は一部の返納を命ずる処分又は退職手当支給条例第22条の規定による一般の退職手当等の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分（以下この項において「返納命令等処分」という。）をしたときは、支払済みの一般の退職手当等の額と当該返納命令等処分による返納額又は納付額との割合に応じた額の特別負担金、調整額特別負担金及び前歴期間特別負担金を返還するものとする。ただし、当該返納命令等処分による返納額又は納付額が当該返納命令等処分を受けた者から完納された場合に限る。

(負担金の納期)

第3条 負担金は、次の期限内に組合に納付しなければならない。

- (1) 一般負担金は翌月10日までとする。
- (2) 特別負担金、調整額特別負担金及び前歴期間特別負担金については、その都度組合長が定めるものとし、当該組合市町村の財政上必要あるときは、分割納付をさせることができる。ただし、その場合は、年利5分5厘の割合の利息金を付するものとする。

(延滞金)

第4条 この条例の規定によって納付しなければならない金額（千円未満の場合を除く。）を納付期限までに納付しないときは、100円（100円未満の端数があるときは切り捨てる。）について1日4銭の割合をもって納付し、納付期限の翌日から完納の日までの日数によって計算した延滞金を徴収する。

(規則への委任)

第5条 この条例の施行に必要な事項は組合長がこれを定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和40年4月1日から適用する。
- 2 退職手当支給条例附則第4項の規定により、特別職が、昭和40年4月1日以後最初の退職にかかわる退職手当の支給を受け、当該退職手当のうちに、特別職以外の職員の勤続期間にかかわる退職手当（以下「一般の退職手当」という。）を含む場合には、当該一般の退職手当に相当する金額を、当該退職手当の支給を受けた特別職が所属する組合市町村は、特別負担金として負担しなければならない。
- 3 組合は、退職手当支給条例附則第6項の規定により退職手当を支給した組合市町村に、当該退職手当に相当する額を支払わねばならない。
(定年の引上げに伴う一般負担金算定の除外措置)
- 4 当分の間、定年の引上げに伴う地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）による改正前の組合市町村における職員の定年等に関する条例において定められていた年齢に達した職員の翌年度以後の給料月額は、第2条第1項第1号に規定する当該組合市町村職員（初日現在）の給料月額に含めないものとする。

(定年の引上げに伴う給料の減額改定に係る退職手当基本額の経過措置)

- 5 当分の間、第2条第1項第2号及び第4号の規定の適用については、同項2号中「退職手当支給条例第3条第1項の規定によりその者の退職手当額を計算して得た額」とあり、及び同項第4号中「退職手当の基本額」とあるのは、地方公務員法附則第26項に規定する定年の引上げに伴う給与に関する

特例措置に相当する組合市町村における職員の給与に関する条例に相当する条例の規定により 60 歳（神奈川県市町村職員退職手当組合退職手当支給条例附則第 16 項各号に掲げる職員にあっては、当該各号に定める年齢）に達した日後における最初の 4 月 1 日以後、給料月額の変額改定が行われた者にあっては、当該変額後の給料月額によらず、変額前の給料月額により算定して得た額とする。ただし、当該変額改定の前に行われた地方公務員法第 28 条の 2 に規定する管理監督職勤務上限年齢による降任等に伴い給料月額が変額となった場合は、当該変額前の額とする。

附 則（昭和41年 2 月15日条例第 1 号）

- 1 負担金条例第 2 条第 1 項第 1 号一般負担金の率1,000分の40は、昭和41年 4 月 1 日より1,000分の55に改め同日から施行する。

附 則（昭和41年 7 月22日条例第 2 号）

- 1 組合長は組合経費に多額の不足金を生じたる時は組合議会の議決を経たる後、不足金整理の負担金を徴収することが出来るものとする。
- 2 不足金整理負担金は、組合市町村より徴収後 3 ヶ年以降組合経費の状況によりその組合市町村の純負担分に当る金額を返還するものとする。
- 3 この附則の第 1 項及び第 2 項は公布の日から施行し、昭和41年 7 月 1 日から適用する。

附 則（昭和41年12月19日条例第 3 号）

負担金条例第 2 条第 1 項第 1 号一般負担金の率は、昭和42年 4 月 1 日より1,000分の60に改め同日から施行する。

附 則（昭和44年 3 月19日条例第 2 号）

負担金条例第 2 条第 1 項第 1 号一般負担金の率は、昭和44年 4 月 1 日より1,000分の75に改め同日から施行する。

附 則（昭和46年 2 月16日条例第 2 号）

この条例は、昭和46年 3 月 1 日から施行する。

附 則（昭和47年 1 月20日条例第 2 号）

この条例は、昭和47年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和48年 8 月15日条例第 3 号）

この条例は、昭和48年 9 月 1 日から施行する。

附 則（昭和50年 3 月 5 日条例第 2 号）

この条例は、昭和50年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和54年 3 月 2 日条例第 1 号）

この条例は、昭和54年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和55年 3 月31日条例第 3 号）

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年3月31日条例第1号）

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年3月31日条例第2号）

1 この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

2 この条例施行の日から昭和61年3月31日までの間、組合市町村の職員が退職手当支給条例附則第9項の規定による退職手当の支給を受けたときは、当該市町村は、同項の規定中「上廻る額」に相当する額を、特別負担金として負担しなければならない。

附 則（昭和60年2月19日条例第1号）

この条例は、昭和60年3月31日から施行する。ただし、第2条第1号の改正規定は、同年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年2月13日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の神奈川県市町村職員退職手当組合負担金条例の規定は、昭和60年7月1日から適用する。

附 則（昭和62年12月21日条例第4号）

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月29日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1号及び同条第2号の改正規定は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月1日条例第1号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月30日条例第3号）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成18年度中に退職した者に係る改正後の神奈川県市町村職員退職手当組合負担金条例（以下「新条例」という。）第2条第2号アに規定する退職1年前の号給については、その者の退職1年前の号給を組合市町村の定める職員の給与に関する条例により定められた職務の級及び号給を切替える規定の例により切替えられたと仮定した場合に受けることとなる号給を1年前の号給とみなす。

3 この条例による新条例第2条第2号及び第3号の規定は、施行日以後に退職した者に係る特別負担金及び調整額特別負担金について適用する。ただし、神奈川県市町村職員退職手当組合退職手当支給条例の一部を改正する条例

（平成18年神奈川県市町村職員退職手当組合条例第2号。以下「支給条例」という。）附則第2条の規定により退職手当の支給を受ける者に係る特別負担金については、施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として旧条例第2条第2号の規定により算定した額とする。

- 4 支給条例附則第3条の規定の適用を受けて退職手当の支給を受ける者に係る調整額特別負担金については、新条例第2条第3号の規定により算定した額から支給条例附則第3条第1項各号の規定に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を控除して得た額とする。

附 則（平成19年3月27日条例第3号）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第1項の規定の適用を受ける収入役に係る一般負担金については、改正前の神奈川県市町村職員退職手当組合負担金条例第2条第1号の規定によるものとする。

附 則（平成21年3月30日条例第2号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日条例第1号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日条例第3号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年2月14日条例第1号）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の神奈川県市町村職員退職手当組合負担金条例第2条第1項第4号の規定は、平成25年4月1日以後組合市町村に採用された職員から適用する。

附 則（平成26年2月12日条例第1号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年2月13日条例第2号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年2月10日条例第2号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年2月23日条例第2号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年2月9日条例第1号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の神奈川県市町村職員退職手当組合負担金条例第 2 条第 1 項第 1 号の規定は、この条例の施行の日以後の月分の一般負担金に適用し、この条例の施行の日前の月分の一般負担金は、なお、従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後に、退職手当支給条例第 2 条第 2 項の規定により職員とみなされた者の当該みなされるに至った月までの期間の一般負担金については、この条例による改正後の神奈川県市町村職員退職手当組合負担金条例第 2 条第 1 項第 1 号の規定を適用する。

附 則 (令和 6 年 2 月 2 日条例第 1 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による神奈川県市町村職員退職手当組合負担金条例附則第 4 項の規定は、この条例の施行の日以後の月分の一般負担金に適用し、この条例の施行の日前の月分の一般負担金は、なお、従前の例による。